

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険法に基づく指導・監査及び厚生労働省通知に基づく適時調査に係る経済上の措置事務の電子化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保険医療機関等への国または都道府県の指導、監査及び適時調査に係る経済上の措置事務を紙資料ではなく、電子システムで行えるよう改善を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

国民健康保険法第41条に基づく指導、同法第45条の2に基づく監査及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和4年3月4日保医発0304第3号)」第3の2に記載される適時調査の結果、保険医療機関の診療報酬について不正・不当請求が判明した場合は、国が保険医療機関等から返還同意書等を提出させ、それらの内容を国および都道府県にてそれぞれ確認し、最終的に国民健康保険の保険者である市町村が確認し、保険医療機関等に返還請求等を行っている。

【支障事例】

現状、国が保険医療機関等に返還同意書等を紙資料で提出するよう求めており、保険医療機関等は、膨大な量の資料を手作業にて作成しているため、記載事項の誤りが多く発生している。

さらに、保険者においてはこれらの紙資料とシステム上のレセプトデータについて全件確認・修正作業等を行っている。

また、保険者と同様に確認作業の必要な国・都道府県でも大きな事務負担となっているため、返還同意書等を国で受け付けてから保険者が受領するまでに1年以上の期間がかかる場合もある。そのため、事務が長期化することで保険者から保険医療機関等への返還請求時にはすでに廃院しているなど徴収困難となるケースがある。なお本市における令和4年度の事務量は紙枚数で約5,900枚、レセプトに概算すると約50,000件におよんでいる。

【改善の必要性】

電子システムを活用することで、紙資料を削減し事務を効率化することは自治体DXを推進する観点からも必要と考える。

【支障の解決策】

保険医療機関等からの診療報酬請求は、国が仕様を決定している「レセプトコンピューター」を使用して電子システムで行っている。レセプト情報も電子システムで管理されているため、経済上の措置事務をシステム上で行えるようにすることで課題解決につながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保険医療機関等での記載誤りの防止、事務負担が軽減される。

各機関での確認・修正・集計作業等が効率化され、事務負担が軽減される。

保険医療機関等、国、都道府県、保険者及び国保連合会間で行っている郵送(持参)でのやりとりが不要にな

る。
各機関での関係書類の保管スペースが削減され、紛失等のリスクも軽減される。
保険者から保険医療機関等への返還請求がスムーズになり、収納率の向上につながる。

根拠法令等

国民健康保険法第 41 条、国民健康保険法第 45 条の 2、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号)」、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について(平成 7 年 12 月 22 日保発第 117 号厚生省保険局長通知)」、指導大綱・監査要綱、適時調査実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、札幌市、旭川市、盛岡市、茨城県、埼玉県、柏市、東京都、神奈川県、相模原市、海老名市、長野県、浜松市、大阪市、兵庫県、岡山県、広島市、徳島県

○当県においては、返還金書類を当県管轄の厚生局(指導監査課)より、国保・後期・公費分を紙で受領し、内容を確認した後、各保険者、公費実施担当課に紙で送付している。返還対象者の負担割合等の確認、各保険者への送付文書の作成(返還文書のコピー等)をしなければならず、そのために時間外が発生するなど多くの業務時間が割かれている状況である。また、保険者へ送付した後も、保険者から修正の問い合わせ等が入るなど、事務作業に追われている。電子化されれば、このような時間外の削減、返還書類のコピー代及び郵送料が削減できると考えられる。

○当市においても同様の支障事例を抱えており、提案が実現すれば、当該事務の効率化と負担軽減に繋がることから、実効性の高い提案であると考え。なお、提案団体が指摘されているように、保険者の保有するレセプト情報と保健医療機関等が提出した資料の突合チェック等の事務負担が大きいことから、この点を御留意いただき、システム上で事務が完結されるよう要望する。

○現在の返還同意書では、返還額や保険者等の基本的な記載誤りが散見され、国、都道府県及び保険者による確認事務が膨大なものとなっている。レセプトコンピュータで返還同意書を作成できるようになると、これらの誤りの大幅な軽減が見込まれる。

○各地方厚生局において作成された返還同意書等作成支援ツールにおいて作成(手入力)された返還同意書等を医療機関から提出いただいているが、入外区分、給付割合、高額療養費・公費・福祉金額等(特に高額療養費)の誤りが散見されるため、苦慮している。全国統一で、システム上で行えるようになれば、改善が見込まれる。

○返還同意書の送付や確認・修正作業は、多くの紙資料が必要となっており、保管場所の確保等や資料保管時の安全性等について問題が生じている。

○当市においては、平成 30 年に医療監査により、数千万円規模の不正・不当請求が判明し事例があった。その際には、紙ベースでの返還同意書及びレセプトが提出され、また、提出後に再度差し替えがあった事から、大変大きな事務負担となり、また、返還請求までにかかなりの時間を要した。紙ベースでは、一度に行える作業に限られ、目視による確認では相当な負担となる事から、システム上で行う事ができれば、かなりの事務負担が軽減される。また、システム上で処理を行う事で処理方法が確立され、再度同様の事例が発生した際にスムーズに対応できる。

○当自治体では、年間 1,200 件程度の返還金を処理している。そのため、医療機関との調整や、保険者や国保連への連絡等膨大な作業時間を要している。

各府省からの第 1 次回答

御指摘の電子システムによる返還同意書の提出について、レセプトコンピュータを用いて実施するためには、保険医療機関等のレセプトコンピュータの改修や自治体側のシステムの改修が必要となり、医療機関や自治体の費用負担等が過大となる恐れがあるため慎重な検討が必要である。

一方、返還申出書等の作成を支援するツールである「返還金同意書等作成支援ツール」を各地方厚生局の HP 等で公開しており、また、保険医療機関等が地方厚生局に提出する返還金関係書類は、環境が整備されていない等やむを得ない場合を除き、原則、エクセルファイルの提出を求めているところ。

自治体における返還金点検事務の負担軽減に向けて、「返還金同意書等作成支援ツール」の活用方法やその他の負担軽減の方法については、医療 DX での議論も踏まえつつ、引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

求める措置の実現には、医療機関や自治体の費用負担等が過大となる恐れがあるとのことだが、本提案内容に係る事務は法定受託事務として全国的に行われていることからすれば、自治体本位ではなく、厚生労働省にてシステム改修を支援するなどの対応を行うべきではないか。そもそも、レセプト情報については保険医療機関等のレセプトコンピューターや自治体の国保総合システムで請求事務や管理を行っているにもかかわらず、返還請求のみ返還金同意書等作成支援ツールを用いなければならないことは大変非効率である。

具体的には、保険医療機関等は、レセプトコンピューターの情報を同ツールに一から入力しなければならず、入力に伴う多大な負担だけでなく入力誤りも多数発生している。

なお、第1次回答では返還金関係書類について、原則エクセルファイルでの提出を求めているとのことだが、各地方厚生局のホームページや同ツール操作説明書では、エクセルファイル紙媒体双方の提出を求めており、実際、紙媒体での提出が行われている。また、自治体においては、同ツールで作成された返還金関係書類と国保総合システムとの照合作業を手作業で行わなければならない、非効率である。

そのため、同ツールの活用では支障の解消には至らないことから、既存システムの改修による事務のオンライン化を強く求める。なお、本内容に関しては、他の地方公共団体でも同様の支障を抱えており、多くの地方公共団体がその解消を強く望んでいる。

以上を踏まえ、レセプトコンピューターや国保総合システムの改修費用の支援、必要に応じて事務手順等の見直しも含め、提案内容の実現に向けた具体的な検討方法や検討時期の明示を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【柏市】

返還同意書等作成支援ツールによる作成とエクセルファイルによる提出を求めているとのことであるが、現状において入外区分、給付割合、高額療養費・公費・福祉金額等(特に高額療養費)の誤りが散見されており、医療機関側から提出される資料のチェック作業が事務負担となっている。本件は事務全体の電子化による大幅な効率改善が見込まれることから、更なる事務負担が生じないように医療機関側及び保険者側の双方のシステム対応を前提としつつ、保険者側のシステム化については、新システムの立ち上げ等ではなく国保総合システム更改や国民健康保険システム等標準化に含めて検討していただきたい。

なお、当市は現在紙ベースで同意書等の送達を受けているが、保険者側のシステム化が達成されていない段階で電子的媒体のみの送達に変更された場合は、更なる事務負担の増加が生じる点に留意いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご指摘のレセプトコンピューターを用いた電子システムによる返還同意書の提出については、全ての保険医療機関等のシステム改修や、自治体側(保険者側)のシステムの改修等が必要となり、保険医療機関や自治体は多額の費用負担が生じる。一方、返還同意書を用いて返還を行う保険医療機関の数は、医療機関全体のうち極一部に限られており、費用対効果等の観点から慎重な検討が必要である。

このため、自治体(保険者)における返還金点検事務の負担軽減の一助として、現在、地方厚生局が紙媒体にてお渡ししている返還金関係書類に併せて電子媒体(エクセルファイル)による返還金関係データをお渡しすることについて検討してまいりたい。